

海津市男女共同参画行政推進委員会設置要綱

平成 18 年 3 月 22 日
訓令甲第 6 号

(目的及び設置)

第 1 条 海津市男女共同参画プランの策定を総合的に推進するため、庁内に海津市男女共同参画行政推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 海津市男女共同参画プランの策定推進に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、助役をもって充てる。

3 委員は、会計管理者、教育長、総務部長、企画部長、産業経済部長、建設部長、水道環境部長、市民福祉部長、議会事務局長、教育委員会事務局長、消防長及び総務課長をもって充てる。

(委員長の職務及びその代理)

第 4 条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第 5 条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

(幹事)

第 6 条 推進委員会に幹事を置く。

2 幹事は、企画部長、総務課長、農林振興課長、建設課長、水道課長、市民課長、会計課長、消防次長、議会事務局次長、教育総務課長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長及び企画政策課長をもって充てる。

3 幹事は、幹事会を構成し、推進委員会の所掌する事務の推進に当たる。

4 幹事会の会議は、企画部長が招集し、これを主宰する。

(プロジェクト委員)

第 7 条 推進委員会は海津市男女共同参画プラン策定を推進するにあたりプロジェクト委員を置く。

2 プロジェクト委員は、関係部課長等の承諾を得て、企画部長が指名する者をもって充てる。

3 プロジェクト委員会は、企画部企画政策課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第 8 条 推進委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委員長への委任)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 23 日訓令甲第 3 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。